

財務省告示第三百八号

関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七条第十九項の規定に基づき、大韓民國ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックランダムアクセスメモリー等に係る補助金についての事情の変更の有無につき調査を行うこととしたので、相殺関稅に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年十月十五日

財務大臣 中川 昭一

一 相殺関稅を変更し又は廢止することを求めた者（申請者）の名称及び住所

（一） 名称 ハイニックスセミコンダクター社（以下「ハイニックス」という。）（E L S E M I C O N D U C T O R H N C .)

（二） 住所 大韓民國京畿道利川市夫鉢邑牙美里山百三十六 一

二 調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

次の貨物（ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関稅に関する政令（平成十八年政令第十三号）第一条第一項各号に掲げるもの）であつて、ハイニックスにより大韓民國においてその製造につき半導体材料にトランジスターその他の回路素子を生成させる工程が行われ
たもの

- (一) ダイナミックランダムアクセスメモリー（以下「DRAM」という。）
関税率法（以下「法」という。）の別表第八四二・三二号に掲げる集積回路（デジタル式のモノリシック集積回路に限る。）のうち、モス型のものをいい、実装してあるかないかを問わない。
- (二) DRAMモジュール
法の別表第八四七三・三〇号に掲げる部分品及び附属品（自動データ処理機械又はこれを構成する機器の部分品及び附属品に限る。）のうち、一又は二以上のDRAMを基板上に装着し、かつ、自動データ処理機械等に接続するための端子を有しているもの（DRAMの機能を補助するためDRAM以外の部分品が装着されているかないかを問わない。）をいう。
- 三 調査に係る貨物の供給者
ハイニックス（EKHX SEMICONDUCTOR INC.）
- 四 調査を開始する年月日 平成二十年十月十五日
- 五 調査の対象となる期間 平成十九年一月一日から平成十九年十二月三十一日まで
- 六 調査の対象となる事項の概要
調査に係る貨物に関する補助金についての事情の変更の有無
- 七 相殺関税に関する政令第七条第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、同令第八条第一項の

規定による証拠等の閲覧、同令第九条第一項の規定による意見の表明並びに同令第十条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一) 証拠の提出及び証言 平成二十年十一月二十七日

(二) 証拠等の閲覧 調査終了の日

(三) 意見の表明 平成二十年十一月二十七日

(四) 情報の提供 平成二十年十一月二十七日

八 その他参考となるべき事項

(一) 証拠の提出及び証言又は意見の表明の宛先 東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課

(二) その他 日本語以外の言語による証拠の提出及び証言又は意見の表明を行う場合には、日本語の翻訳文を添付するものとする。